

|       |                  |
|-------|------------------|
| 策定年月日 | 平成 18 年 8 月 31 日 |
| 変更年月日 | 平成 22 年 6 月 11 日 |
| 変更年月日 | 平成 26 年 9 月 30 日 |
| 変更年月日 | 令和 4 年 3 月 31 日  |
| 変更年月日 | 令和 5 年 9 月 29 日  |

# 農業経営基盤強化の促進に関する 基本的な構想

(目標年：令和 14 年)

令和 5 年 9 月  
高 島 市

# 目 次

|                                                                                      |    |
|--------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 第1章 農業経営基盤の強化の促進に関する目標                                                               | 1  |
| 1 高島市の地域の概要                                                                          | 1  |
| 2 高島市の農業の現状                                                                          | 1  |
| 3 育成すべき農業経営の所得水準および労働時間                                                              | 2  |
| 4 農業振興の取組方向                                                                          | 2  |
| 5 担い手の確保・育成                                                                          | 4  |
| 第2章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等<br>に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標                    | 5  |
| 1 〔組織経営体〕                                                                            | 5  |
| 2 〔個別経営体〕                                                                            | 5  |
| 第3章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等<br>に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等<br>が目標とすべき農業経営の指標 | 7  |
| 第4章 第2章および第3章に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保<br>および育成に関する事項                                      | 8  |
| 1 農業を担う者の確保および育成の考え方                                                                 | 8  |
| 2 市が主体的に行う取組                                                                         | 8  |
| 3 関係機関との連携・役割分担の考え方                                                                  | 9  |
| 4 就農等希望者のマッチングおよび農業を担う者の確保・育成の<br>ための情報収集・相互提供                                       | 9  |
| 第5章 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集<br>積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する<br>事項             | 10 |
| 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積<br>に関する目標                                           | 10 |

|     |                                                            |    |
|-----|------------------------------------------------------------|----|
| 2   | その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項                                   | 10 |
| (1) | 農用地の利用状況および営農活動の実態等の現状                                     | 10 |
| (2) | 今後の農地利用等の見通しおよび認定農業者等への農用地の利用集積等に関する将来のビジョン                | 10 |
| (3) | 将来の農用地利用ビジョン実現に向けた具体的な取組内容および関係機関、関係団体との連携等                | 11 |
| (4) | 担い手への農用地の集積が一定以上進んだ地域での取組                                  | 11 |
| 第6章 | 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項                                      | 12 |
| 1   | 地域計画推進事業に関する事項                                             | 12 |
| (1) | 協議の場の設置の方法                                                 | 12 |
| (2) | 地域計画の区域の基準                                                 | 13 |
| (3) | 地域計画の策定の進め方や地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の推進について                     | 13 |
| 2   | 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 | 14 |
| (1) | 農用地利用改善事業の実施の促進                                            | 14 |
| (2) | 区域の基準                                                      | 14 |
| (3) | 農用地利用改善事業の内容                                               | 14 |
| (4) | 農用地利用規程の内容                                                 | 14 |
| (5) | 農用地利用規程の認定                                                 | 14 |
| (6) | 特定農業法人または特定農業団体を定める農用地利用規程の認定                              | 15 |
| (7) | 農用地利用改善団体の勧奨等                                              | 16 |
| (8) | 農用地利用改善事業の指導、援助                                            | 16 |
| 3   | 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項         | 17 |

|                                                   |    |
|---------------------------------------------------|----|
| (1) 農作業の受委託の促進……………                               | 17 |
| (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等 ……………                  | 17 |
| 4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成および確保の<br>促進に関する事項…………… | 17 |
| 5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 ………                  | 18 |
| (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策<br>との連携……………     | 18 |
| (2) 推進体制等……………                                    | 18 |
| 第7章 その他……………                                      | 20 |

## 第1章 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 高島市の地域の概要

高島市（以下「市」という。）は、湖と山とが近接する比較的狭い地域に、農林漁業を中心とした集落が点在し、山々に源を発し琵琶湖へ流入する河川の流れに沿って、上流には狭小で分散する農地が、また、下流部には、複数の河川が形成した複合扇状地に、土地基盤整備が行われた農地が広がっています。

平野部においては、なだらかで比較的肥沃な耕地である立地条件を生かして、水稻を基幹作物とした土地利用型農業生産を展開してきましたが、昭和37年から行われたほ場整備事業を契機に大型機械の利用が可能となり、水稻を主体に麦、大豆、そばをはじめ、野菜、果樹等の複合経営が行われ、最近では、オリーブの特産品化を目指し取組が進められています。

今後は、農産物の需給情勢を見極めつつ、高収益作物、作型の導入と合わせて地域特産物の育成を図ることとします。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指します。

なお、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとします。

### 2 高島市の農業の現状

市の農業構造については、昭和49年の湖西線開通をはじめ、国道161号バイパス等の交通網の整備により通勤圏が拡大され、これを契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加しましたが、近年一層の兼業の深化によって、土地利用型農業を中心に農業の担い手不足が深刻化しています。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農業者から規模拡大志向農業者への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきましたが、近年農業従事者の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進んでいます。

一方、農業就業人口の高齢化および農業後継者の減少に伴って、担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすことが懸念されます。また、市内には、未整備田や10アール程度の小区画ほ場が多く、大区画ほ場への再整備が必要となっています。

### 3 育成すべき農業経営の所得水準および労働時間

このような地域の農業構造の現状およびその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、概ね10年後の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率かつ安定的な農業経営を育成することとします。

具体的な経営の指標は、市および周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の目標を以下のとおりとし、また、これらの経営が市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指します。

|         |                   |          |
|---------|-------------------|----------|
| 年間総労働時間 | 主たる従事者1人当たり       | 概ね2000時間 |
| 年間農業所得  | 主たる従事者1人当たり       | 概ね500万円  |
|         | 主たる従事者2人の場合（共同申請） | 概ね800万円  |
|         | 集落営農法人            | 概ね650万円  |
|         | 新たに農業経営を営もうとする青年等 | 概ね250万円  |

注)集落営農法人は経常利益に役員報酬および主たる従事者に支払う賃金を合算した金額

### 4 農業振興の取組方向

市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または農業関係団体が、地域農業の振興を図るため自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施します。

まず、市は、農業協同組合、市農業委員会、県等が相互連携の下で濃密な指導を行うため、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にすることを目的に地域での話し合いを促進し、地域計画の策定を目指します。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団およびこれら周辺農家に対して高島市農業再生協議会の構成員が役割分担しつつ、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導します。

次に、市は農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用

型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対して、市農業委員会、農地中間管理機構等と連携・協力のもとで地域計画による、集積化、集約化されるよう努めます。

特に近年、増加傾向にある遊休農地については、今後の遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者または組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止および解消に努めます。

水田農業等土地利用型農業が主である集落では、効率的かつ安定的な農業経営の育成およびこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成による地域計画の策定を促進します。なお、地域での話し合いを進めるに当たって市は、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成および農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう助言を行います。

このような農地利用集積による経営規模対策と併せて、農作業受託による作業単位の拡大を促進し、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努めます。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度および特定農業団体制度（以下「特定農業法人制度等」という。）の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度等に取り組めるよう助言を行います。また、多様な人材による農業への新規参入や農地の有効利用の確保を図り、併せて集約的な経営展開を助長するため県の指導の下に、既存施設園芸の作型、最適品種の導入による高収益化や新規作物の導入を推進します。

生産組織においては、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を行うことにより地域および営農の実態等に応じた生産組織を育成します。また、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態へ誘導します。

次代を担う新規就農者の育成・確保にあたっては、農業への理解の醸成と関心の喚起に向けた取組を推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向け、関係機関・団体と情報の共有化を図り、新規参入者の円滑な就農を進めます。また、各種支援策の活用を推進することにより就農希望者の経営に必要な農地や

機械等の確保および初期投資等による負担軽減を図るとともに、家族経営体における経営移譲や第三者継承、組織経営体の構成員の世代交代など、次の世代の担い手へ地域の農地や優れた技術を円滑に継承する取り組みを関係機関・団体とともに推進します。

さらに、女性農業者についても、市内の農業生産の重要な担い手であることから、農業経営改善計画の作成支援や家族経営協定の締結への助言、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場への参加の呼びかけ等を通じて、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進します。

## 5 担い手の確保・育成

市は、高島市農業再生協議会と連携して県の協力のもと、認定農業者または今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等を重点的にした研修会の開催等を実施します。

特に、大規模農業経営ならびに大規模畜産を目指す農業者や組織経営体においては、適切な資金計画の下に施設等への投資を行っていくため、株式会社日本政策金融公庫大津支店の参画を仰ぎつつ、農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修や濃密な指導を実施します。

さらに、稲作単一から脱却し新規の集約的作物導入を図るため、市場関係者等の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作物を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努めます。

また、市では、効率的かつ安定的な農業経営の育成を基本としつつ、これまで地域の農業の維持発展に重要な役割を果たしてきた意欲ある農業者を地域の実情に即した担い手として位置づけ、特に経営規模、年齢等に関わらず意欲をもち創意工夫による農業経営を志す農業者は、県、関係団体の連携により農業経営改善計画の認定に向けた支援を行います。

なお、経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成指導を重点的に行います。

## 第2章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1章に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市および周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な営農類型については以下のとおりです。

### 1 〔組織経営体〕

| 営農類型 |                           | 経営規模                                   | 適応地域 | 経営管理の方法                                                                                      | 農業従事の態様等                                                                                                 |
|------|---------------------------|----------------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水田作  | 土地利用型経営<br>(主たる従事者<br>2人) | 水田60ha<br>規模<br>(水稲＋<br>麦・大豆＋露<br>地野菜) | 全市   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・青色申告の実施</li> <li>・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・給料制の導入</li> <li>・社会保険等の加入</li> <li>・農繁期における臨時雇用従事者の確保</li> </ul> |
|      | 集落営農法人                    | 水田30ha<br>規模<br>(水稲＋<br>麦・大豆)          | 全市   |                                                                                              |                                                                                                          |
|      | 先駆的な水田作<br>経営             | 水田120<br>ha (水稲＋<br>麦・大豆＋露<br>地野菜等)    | 全市   |                                                                                              |                                                                                                          |
|      | 広域型集落営農<br>経営             | 水田120<br>ha (水稲＋<br>麦・)大豆)             | 全市   |                                                                                              |                                                                                                          |

注) 組織経営体とは、複数の個人または世帯が、共同で農業を営むか、またはこれと併せて農作業を行う経営体をいいます。

### 2 〔個別経営体〕

| 営農類型 |                           | 経営規模                      | 適応地域 | 経営管理の方法                       | 農業従事の態様等                         |
|------|---------------------------|---------------------------|------|-------------------------------|----------------------------------|
| 水田作  | 土地利用型経営<br>(主たる従事者<br>1人) | 水田27ha<br>程度(水稲＋<br>麦・大豆) | 全市   | ・複式簿記記帳<br>の実施により経<br>営と家計の分離 | ・家族経営協定の<br>締結に基づく給料<br>制、休日制の導入 |

|     |                                       |                                          |     |                                                             |                                                                   |
|-----|---------------------------------------|------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
|     | 水田作と施設野菜の複合経営<br>(主たる従事者<br>2名(共同申請)) | 水田25ha<br>施設1,000㎡<br>(水稲+<br>麦・大豆+施設野菜) | 全 市 | を図る。<br>・青色申告の実施<br>・記帳による経営分析                              | ・農繁期における<br>臨時雇用従事者の<br>確保                                        |
| 野 菜 | 露地野菜<br>水稲複合経営                        | 水稲3ha<br>野菜4ha<br>作業受託2<br>ha程度          | 全 市 |                                                             |                                                                   |
|     | 施設野菜<br>水稲複合経営                        | 水稲3ha<br>施設2,500㎡<br>程度                  | 全 市 |                                                             |                                                                   |
|     | 施設野菜<br>専作経営                          | パイプハウス<br>5,000㎡<br>(軟弱野菜)               | 全 市 |                                                             |                                                                   |
|     |                                       | パイプハウス<br>2,500㎡<br>(果菜類)                | 全 市 |                                                             |                                                                   |
| 果 樹 | 果樹水稲複合経営                              | 樹園地30a<br>水稲3ha程度                        | 全 市 | ・複式簿記記帳<br>の実施により経営と家計の分離<br>を図る。<br>・青色申告の実施<br>・記帳による経営分析 | ・家族経営協定の<br>締結に基づく給料<br>制、休日制の導入<br>・ヘルパー制度の<br>活用による労働ピ<br>ークの軽減 |
| 畜 産 | 肉用牛肥育経営                               | 黒毛和牛等<br>220頭程度                          | 全 市 |                                                             |                                                                   |
|     | 酪農専業経営                                | 経産(搾乳)<br>牛180頭<br>程度                    | 全 市 |                                                             |                                                                   |
|     | 酪農水稲複合経営                              | 搾乳牛30<br>頭・水稲5<br>ha程度                   | 全 市 |                                                             |                                                                   |

1 農業経営の指標として示す営農類型は、類似のものへの適用を前提としています。

### 第3章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1章に示したような新たに農業経営を営もうとする青年等の目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、市における主要な営農類型については以下のとおりです。

| 営 農 類 型 |              | 経営規模                                | 適応地域 | 経営管理の方法                               | 農業従事の態様等                                                       |
|---------|--------------|-------------------------------------|------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 野菜      | 施設野菜<br>専作経営 | パイプハウス<br>1,000㎡<br>(果菜類)           | 全市   | ・複式簿記記帳<br>の実施により<br>経営と家計の<br>分離を図る。 | ・家族経営協定の締<br>結に基づく給料制、<br>休日制の導入<br>・農繁期における臨<br>時雇用従事者の確<br>保 |
| 水田作     | 土地利用型        | 水田<br>10ha<br>(水稻・麦・<br>大豆作業受<br>託) | 全市   | ・青色申告の実<br>施<br>・記帳による経<br>営分析        |                                                                |

注) 地域の実情に即した意欲ある担い手(土地利用型1名)」の農業経営の基本的指標として位置付けています。

## 第4章 第2章および第3章に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保 および育成に関する事項

### 1 農業を担う者の確保および育成の考え方

市は、市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組みます。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度およびそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、県、農業経営・就農支援センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組みます。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行います。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者および非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組みます。

加えて、市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修や交流会の実施等の支援を行います。

### 2 市が主体的に行う取組

市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行います。

さらに、新たに農業経営を始めようとする青年等が、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるように必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導

します。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

市は、県、市農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施します。

- ① 農地中間管理機構、市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行います。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行います。

### 4 就農等希望者のマッチングおよび農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、市農業委員会および農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県および農業経営・就農支援センターへ情報提供します。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県および農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供します。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう県、農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行います。

## 第5章 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2章および第3章に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者および新たに農業経営を営もうとする青年等に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェアおよび集約についての目標は概ね以下に掲げる程度です。

#### ○ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者および新たに農業経営を営もうとする青年等に対する地域における農用地の利用に占める面積シェアおよび集約についての目標

|                                             |
|---------------------------------------------|
| 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標 |
|---------------------------------------------|

|            |
|------------|
| 面積のシェア：75% |
|------------|

|                                                                  |
|------------------------------------------------------------------|
| なお、集約についての目標については、農地中間管理事業を実施して、農用地の利用集積における集約の割合を高めていくことを目標とする。 |
|------------------------------------------------------------------|

### 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

#### (1) 農用地の利用状況および営農活動の実態等の現状

市では、米作を主体とした農業生産が展開されており、農用地の利用については、認定農業者、集落営農組織などの担い手への集積を進めていますが、集積された農地は分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業に支障が生じ、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっています。

また、農業就業人口の高齢化に伴い、担い手に集積されない農地の遊休化が近年増加傾向にあります。

#### (2) 今後の農地利用等の見通しおよび認定農業者等への農用地の利用集積等に関する将来のビジョン

市では、分散した農地を担い手へ集約しなければ、担い手の経営改善が進まない状況にあります。また、今後、離農等により一定量の農地が供給され

ると考えられるものの、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ、遊休農地が増加し、市の農業振興に支障を及ぼすおそれがあります。

このため、認定農業者、集落営農組織など効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農地の相当部分を集積することを推進していきます。また、特定農業団体等の育成を進めることにより、農地の効率的な利用が図られることをめざします。

(3) 将来の農用地利用ビジョン実現に向けた具体的な取組内容および関係機関、関係団体との連携等市の将来の農地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進します。

- ① 認定農業者、集落営農組織等効率的かつ安定的な経営体の育成
- ② 地域の実情にあわせた多様な人材の育成
- ③ 農地中間管理機構の活用による①および②に対する農地の集積の促進
- ④ 遊休農地解消のための各種施策等の実施

なお、これらの施策の円滑な推進のため、関係機関との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、市農業委員会、農業協同組合、土地改良区、および農地中間管理機構等による指導体制の整備を行います。

(4) 担い手への農用地の集積が一定以上進んだ地域については、市、市農業委員会、農業協同組合、県等の関係機関が一体となって、農地利用にかかる意向把握、担い手同士の意見交換の場の設置、耕作者・地権者に対する集約化への合意形成に向けた助言および集約化に向けた目標地図作成にかかる助言などの支援を行います。

## 第6章 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項

市は、県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業として、以下に掲げる事業を行います。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成および確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

以下の事業については、地域の特性を踏まえて、それぞれの地域で重点的に実施するものとします。

- ⑥ 平坦部の安曇川町上田中・三尾里地区においては、経営体育成基盤整備事業(区画整理事業)の実施が進められており、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、農地中間管理事業を重点的に実施します。
- ⑦ 中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化させ、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努めます。なお、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度および特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度等に取り組めるよう指導、助言を行います。

以下個別事業毎の実施方針

### 1 地域計画推進事業に関する事項

#### (1) 協議の場の設置の方法

##### ア 協議の場の開催時期

- ・令和5年度は年度初めに集落ごとの地域計画の推進の方針などを協議する場を設置し、年度の後半以降、具体的な地域計画の素案に対する協議の場の設置を行います。
- ・令和6年度は年度後半に具体的な地域計画の素案に対する協議の場の設置を

行います。

- ・令和7年度以降は必要に応じて協議の場の設置を行います。

#### イ 開催に係る情報提供の方法

ホームページにより開催にかかる周知を行います。

#### ウ 参集者

参集者は、農業者代表、市、市農業委員会、農業協同組合、滋賀県農林漁業担い手育成基金、土地改良区、県を基本とします。

#### エ 協議すべき事項

当該区域における農業の将来の在り方および当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について協議するものとします。

#### オ 協議の進め方

##### (ア) 推進体制の整備

地域計画の作成を円滑に進めるため、市は、市農業委員会、県、農業協同組合等からなる地域計画推進会議を設置し、地域計画策定にかかる方針や役割分担および推進方策などを検討します。

##### (イ) 協議の場を開催する準備

地域計画策定に向け、集落での話し合いに基づく地域計画の素案作成を推進するとともに、必要に応じて地権者および耕作者へのアンケート調査および広域の担い手との意見交換会を実施し、集落での話し合いにおいて意向が反映されるように努めます。

##### (ウ) 相談窓口の設置

地域計画に係る問合せへの対応を行うための窓口を市農業政策課に設置します。

#### (2) 地域計画の区域の基準

集落や学区などの、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域を基準として、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定します。

#### (3) 地域計画の策定の進め方や地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の推進について

地域計画の策定に当たって、市は、市農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、県等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、担い手への農地の集約化などが進むよう地域計画の実現に向けた支援を行います。

## 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用および農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進します。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有および利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとします。

ただし、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないと判断される場合は、その区域（1～数集落）から一部を除外することができるものとします。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置および農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとします。

### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、以下に掲げる事項を定めるものとします。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方を明らかにするものとします。

### (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款または規約および構成員につき法第23条第1項に規定する要件

を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができるものとします。

② 市は、申請された農用地利用規程が以下に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をします。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨および当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への提示により公告します。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用します。

(6) 特定農業法人または特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有および利用の現況および将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等または農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）または当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農地所有適格法人となることが確実であると見込まれること、定款または規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人または特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができるものとします。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、以下の事項を定めるものとします。

ア 特定農業法人または特定農業団体の名称および住所

イ 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等および農作業の委託に関する事項

- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、以下に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をします。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等または農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等もしくは農作業の委託を受けること、または特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなします。

#### （７）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用および収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等または農作業の委託を行うよう勧奨することができるものとします。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとします。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人および特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等または農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとします。

#### （８）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指

導、援助に努めます。

- ② 市は、(5)の①に規定する団体または当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県、市農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、(滋賀県農林漁業担い手育成基金)等の指導、助言を求めてきたときは、高島市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めます。

### 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

市は、以下に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図ります。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織または担い手の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域および作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託または委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてのあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとします。

### 4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成および確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組みます。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、

担い手としての能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進します。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組み、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備します。

認定就農者（法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた新規就農者）については、青年等就農計画の目標達成に向け、県等関係機関と連携を図り、農業技術の習得や経営管理能力の向上に向けた指導や研修、融資制度その他支援策を講じます。

## 5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### （１）農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、関連施策との連携に配慮するものとします。

① 市は、地域農業水田フル活用ビジョンの実現に向けて積極的な取り組みによって米と麦、大豆等を適切に組み合わせた収益性の高い安定した水田農業経営の確立を図ります。また、集団転作を主体に地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努めます。

② 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとします。

### （２）推進体制等

#### ① 事業推進体制等

市は、市農業委員会、県、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1章、第5章で掲げた目標や第2章、第3章の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立します。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成およびこれらへの農用地利用の集積を強力に推進します。

#### ② 市農業委員会等の協力

市農業委員会、農業協同組合、土地改良区および農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、高島市農業再生協議

会のもとで、担い手育成のため相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮していきます。

## 第7章 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

付則

この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。

付則

この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

付則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

付則

この基本構想は、令和4年3月31日から施行する。

付則

この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。